

随意契約等見直し計画

平成 22 年 5 月
独立行政法人森林総合研究所

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し

随意契約の見直しについては、平成 19 年度に行ったところである。今回、平成 20 年度において締結した随意契約等について、再度点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等に移行することとした。

なお、この他、国の公募型委託試験研究プロジェクト等の取扱いについては、政府全体の研究開発法人の在り方を踏まえて検討することとされたため今回の随意計画等の見直し計画からは除外している。

国等の企画競争や競争的資金の公募に際し、共同研究グループの中核機関として応募し、外部専門家等の審査の上に採択された後、当該研究グループに所属する機関に対して再委託したもの。

140 件、436,031 千円

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(83.2%) 496	(94.2%) 16,389,882	(87.1%) 519	(95.5%) 16,601,882
競争入札	(77.8%) 464	(88.6%) 15,405,109	(85.1%) 507	(95.1%) 16,539,181
企画競争、公募等	(5.4%) 32	(5.6%) 984,773	(2.0%) 12	(0.4%) 62,701
競争性のない随意契約	(16.8%) 100	(5.8%) 1,001,394	(12.9%) 77	(4.5%) 789,394
合 計	(100%) 596	(100%) 17,391,276	(100%) 596	(100%) 17,391,276

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

（２）一者応札・一者応募の見直し

平成２０年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これら結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

（平成２０年度実績）

実 績	件数	金額(千円)
競争性のある契約	496	16,389,882
うち一者応札・一者応募	(37.9%) 188	(17.7%) 2,906,708

（注）上段（ %）は競争性のある契約に対する割合を示す。

（一者応札・一者応募案件の見直し状況）

見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等を見直しを実施(注1)	(92.5%) 174	(97.0%) 2,818,469
仕様書の変更	12	125,734
参加条件の変更	53	2,262,063
公告期間の見直し	30	243,642
その他(注4)	172	2,812,620
契約方式の見直し	(6.4%) 12	(2.9%) 84,018
その他の見直し(注5)	(1.1%) 2	(0.1%) 4,221
点検の結果、指摘事項がなかったもの	(0%) 0	(0%) 0

（注１）内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

（注２）金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

（注３）上段（ %）は平成２０年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

（注４）入札公告の周知方法の改善（複数箇所への公示、ＲＳＳシステム導入の検討等。）

（注５）事業の廃止。

2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

(1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施

契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施する。

(2) 随意契約等の見直し

① 随意契約規定の点検

国において競争性のない随意契約によらざるを得ないとされているものを除き、競争性のある契約形態に移行する。

② 電気料の競争性のある契約への移行

電気料については、速やかに一般競争入札へ移行する。

③ 予定価格の作成

国等からの受託に伴う研究の再委託の契約に当たっても、その価格が妥当であるか確認するため、予定価格調書を作成する。

④ 競争に付すことが不利と認められる資料の作成

競争に付すことが不利と認められる場合において随意契約している場合は、不利であると証明できる資料を作成する。

(3) 一者応札・一者応募の見直し

① 公告期間の十分な確保と公告周知方法の改善

公告期間を十分に確保するとともに、入札公告は当所掲示及びホームページ掲載だけではなく、支所等複数の場所への公告を検討する。

また、ホームページにおいて RSS システムを導入するなど周知拡大の方法を検討する。

② 業務等準備期間の十分な確保

契約締結後、業務等履行に必要な準備期間を十分考慮して入札日を設定する。

③ 特殊性のある物品・役務等の事前審査

特殊性のある物品（研究用理化学機器等）・役務等については、内部審査委員会を設置し、仕様等の事前審査を行い、更なる競争性の確保を図る。

④ 受託契約に係る物品・役務等の速やかな入札執行

国や他法人から受託する研究の中には、契約期間が短く、業務履行期間等を十分に確保できない事例が見られることから、物品・役務等について仕様書を出来るだけ速やかに作成し、入札公示期間を確保する。

⑤ 一者応札・応募となった要因の分析

一者応札・応募となった入札については、その要因をさらに分析するため応札・応募しなかった業者等にアンケート調査を行い、改善方策について検討を行う。